

農業総合センター農業短期大学校（アグリカレッジ福島）
機能強化に関する基本構想

令和3年4月

福島県農林水産部農業担い手課

目 次

1	はじめに	・・・	1 ページ
2	現状と課題	・・・	2 ページ
	(1) 教育機能	・・・	2 ページ
	(2) 研修機能	・・・	2 ページ
	(3) 学校運営機能	・・・	3 ページ
3	人材育成に関する強化方針	・・・	4 ページ
4	具体的方策	・・・	4 ページ
	(1) 教育・研修内容の強化	・・・	4 ページ
	(2) 教育・研修体制の強化	・・・	5 ページ
	(3) 学校運営機能の強化	・・・	5 ページ
5	大 학교運営の評価	・・・	6 ページ
6	施設整備計画	・・・	6 ページ
	(1) 計画概要	・・・	6 ページ
	(2) 新施設整備計画の内容	・・・	7 ページ
	(3) 新施設概要	・・・	8 ページ
	(4) 各室概要	・・・	10 ページ
	(5) 管理運営	・・・	14 ページ
	(6) 整備スケジュール (予定)	・・・	14 ページ
	(7) 整備費用	・・・	15 ページ
	(8) 関係法令上の制約等	・・・	16 ページ

1 はじめに

昭和 63 年 4 月に開校した福島県農業短期大学校は、「次代の本県農業を担うたくましい実践力と豊かな創造力を身につけ、国際化に対応できる農業者及び地域農業指導者を育成する」ことを教育目標に掲げ、農学部（本科 2 年課程、研究科 1 年課程）と研修部（農業者育成に向けた企画研修を実施）の運営により、本県農業の高等教育機関としての役割を果たしてきた。

平成 18 年の福島県農業総合センター農業短期大学校の再編時には、「福島県農業総合センター農業短期大学校の機能強化に関する提言書（平成 19 年 2 月）」を踏まえ、農業総合センターの技術開発機能を生かした教育内容の充実等に重点的に取り組み、平成 20 年には学校教育法に基づく専修学校として専門的な教育体系を整えた。

その後、東日本大震災からの本県農業の復旧・復興を図ることを目標として福島県農林水産業振興計画「ふくしま農林水産業新生プラン」が策定され、その目標である新規就農者数の達成に向けて平成 27 年度から平成 28 年度において「農業短期大学校革新緊急対策事業」（以下、「革新」という。）を実施した。さらに平成 29 年 4 月から「実践的な農業の技術力と優れた経営力を備えた地域のリーダーとなる農業者の育成」を新たな教育方針に掲げ、学部の名称変更、学科の再編、研究科の廃止、カリキュラム等を変更するとともに、条例・規則等の改正を行い、農業者として必要な実践能力を身に付けるための知識・技術の習得、及び実践的経営シミュレーションなど経営管理を柱としたカリキュラム運営などの教育・研修を進め現在に至っている。

開校以降 1,800 名を超える卒業生からは、本県農業の発展を支える優れた農業経営者として、また産地をけん引するリーダーとして活躍する者を輩出してきているが、この間にも、本県農業は、想定を上回る速度で農業担い手の減少や高齢化、集落機能の低下など農業構造の脆弱化が進行している。

このような中、担い手不足や生産性向上等の課題解決施策として、国の成長戦略実行計画（令和元年 6 月 21 日閣議決定）において令和 4 年度には都道府県農業大学校にスマート農業のカリキュラム化が明記され、食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）には「スマート農業の加速化、デジタル技術の活用推進」が技術対策の柱に位置付けられた。

本県では、これら国の動きに先行して平成 26 年度から「ふくしまからはじめよう。攻めの農業技術革新事業」等によりスマート農業の実装化の実証を進め、震災からの早期復興を目指して施策展開してきており、農業短期大学校においてこれらに呼応する本県農業の持続的な発展に重要なスマート農業の教育・研修体制や、先の革新では実現していない取組を強化する必要がある。

このため、県内唯一の農業実践の高等教育機関として「就農後の経営を早期に安定化できる資質を備え、地域のリーダーとなる農業者を多く輩出する」ことを目標に掲げ、「教育機能」及び「研修機能」、「大学校としての魅力の最大化」の 3 つをコンセプトとして位置付けた体制や施設整備の革新を補強し、本県農業を支え、国内はもとより国際競争力を見据えた幅広い知識と鋭い経営感覚、高い技術を習得した人材（農業者）の育成・確保を目的として、教育及び研修の運営と必要となる施設等の整備（統廃合含む）を具現化するための基本構想を策定する。

2 現状と課題

(1) 教育機能

ア 現状

2年間の修学期間内で、自ら選択した農業経営部門の知識と技術を着実に習得させるため、平成29年4月から水田、野菜、果樹、花き、畜産の5つの経営学科に再編し、一般教養、農業経営に関する基礎的知識、実践的経営シミュレーション（農業生産工程管理、責任分担管理制）を取り入れた専門的知識・技能の講義・演習、実験、実習、校外での研修などを行い、農業経営の実践に必要な技術を習得させて就農を進路として選択できうる人材育成に取り組んでいる。

平成29年度以降の教育運営等に関するアンケート結果においては、学生・保護者の学科再編及びカリキュラム等強化への評価は高い傾向となり、また、卒業生の就農率は平成24、25年度の平均17%（全国ワースト2位）の状況であったところ、平成29年度以降3か年の平均就農率は35%と18ポイント向上した。（参考：開校後の平均就農率27.7%：研究科を除く。）

しかし、全国の農業大学校における就農率（平均）約6割と比較すると未だ低い状況にあり、更なる就農率の向上が期待されているところである。

イ 課題

農業経営に必要な知識・技術に加え、規模拡大、省力化、高品質化など本県の喫緊の課題に対応した技術確立や経営マネジメント力を高めるスマート農業の教育・研修に関するカリキュラム化、施設・機械の学習環境は十分とは言えず農業機械メーカーの協力を得た試行的な取組にとどまっている。

また、学生の学習環境は、個々の生活を送るスペースと必要最小限の機能のみで、課外活動以外で学生同士の研究や自主的な学習などに活用する施設・設備が備わっておらず、老朽化が著しいこともあり、学生・保護者・教職員等からは、本県農業の維持・発展に寄与する農業者の育成に向けた教育内容や学習環境の改善に対する要望があげられている。

(2) 研修機能

ア 現状

農業者の経営の発展段階に応じた知識・技術の習得を支援するため、農業機械技能、農産物加工、農作業安全対策等の研修を主催するほか、農業者（団体等）が自ら企画した研修実施のための施設利用など、近年は毎年1,000名近い利用実績となっている。

特に、平成10年度に県産農産物の高付加価値化を促進するため設置した「農産加工技術センター（愛称：うつくしまアグリ工房）」は、平成22年度にハイテクプラザと農業総合センターが連携して6次化を推進するため、県産品加工支援センター農産物流通加工チーム分室として位置付けられるなど、機能・設備の充実により農業者の研修活動を支えており、加工品の商品化に向けた取組等が県内に広がっている。

農業機械及び園芸研修の分野では、操作技能や整備点検、農作業安全講習など農作業に必須の研修に加え、環境制御装置を取り入れた施設の導入により、学生はもとより研修生の学びの幅を拡大するとともに、新規就農者の育成・確保を促進する国の制度「農業次世代人材投資事業（準備型）」（旧青年就農給付金）に呼

応する長期就農研修制度を導入した。しかし、環境制御装置などの研修機器・施設の整備は一部に限られている。また、北海道・東北の農業短期大学校において新たな農業者の育成を目的とした中長期研修生向けの宿泊施設を有していないのは本県を含む3県のみとなっている。

イ 課題

農業短期大学校における学びを就農後に活かすうえで、本県農業の成長産業化が期待できるICT、ロボット技術を活用した生産・飼養技術と経営管理に関する研修体系の強化が必要であるが、これらスマート農業研修に関しては、関係機器・施設、フィールドを有していないことや、農業機械メーカーに頼った体制から、実践に直結する研修体系となっていない。

また、宿泊施設を有していないため、中長期研修生向けに実際の経営を想定したカリキュラムを設定できないことや遠隔地からの参加が困難など利便性も欠いていることを背景に受入人数は少数にとどまっている。

(3) 学校運営機能

ア 現状

県内唯一の農業実践の高等教育機関として、「就農後の経営を早期に安定化できる資質を備えた新規就農者を多く輩出する」ため、農業短期大学校運営会議の開催や保護者、学生などを対象にしたアンケートにより教育内容や運営体制の改善に努めている。

学生募集においては、入学前からの農業高校等との頻繁な交流による学習情報や進路指導情報の共有化、また、高校生を始め一般の入校希望者などを対象にオープンキャンパスでの交流等を積極的に行い、志願者ニーズに対応している。

在学中には、法人経営において農作業を学ぶ体験、農業短期大学校内での直売所運営、海外派遣研修などを行い、農業で自立し、農業で地域を活性化できることを学ばせている。

しかし、令和元年度学校アンケート（保護者）結果からは、7人に1人の割合（14.3%）で「学生の学業への意欲は高くはないのではないか」と感じているとの回答に加え、「学生は明確な進路目標を持っているとは思わない。」とする回答も約10人中1人（8.8%）の割合で見られるなど一部に入校時点の期待や希望などとかい離している状況も見られる。

イ 課題

入学前からの農業高校等との交流や在学中の農業体験等は定着しているが、近年、農業高校では非農家出身の生徒が4～5割を占める状況にあって、入校当初から農業法人等への雇用就農など具体的な内容に踏み込んだ進路対策や地域と農業の関わりへの理解醸成などの就農支援の活動は弱い。

このため、学生においては、農業を職業とすることのやりがいや魅力、理想とする社会人のイメージを持ちにくくなっている。

学生が早期より就農を目指して意欲的に学業に臨む体勢づくりや、学生一人ひとりの卒業後の志望に沿った早期かつ計画的な進路教育（就農志望者～就農講座、農業法人等就農志望者～就職対策講座、編入進学志望者～英語講座、簿記講座等）を徹底するなど進路目標を定め、確実に達成することにより、新規就農者を確保するとともに、学生の満足度を高める必要がある。

また、学習や研修を通じた資格取得、農業短期大学の地域貢献、卒業生の活躍などに関するアピールについては、掲載内容や発信方法を改善する必要がある。

3 人材育成に関する強化方針

本県の基幹産業である農業は、首都圏を中心とした消費地への食料等の安定供給を担っており、米をはじめ、野菜、果樹、花き、畜産などの地域特性を生かした複合産地が多く形成されている。近年は、これら品目の生産を力強く支える大規模経営体、組織が増加傾向にある。今後も本県の強みを伸ばし、持続的に発展させていくため、農業短期大学の教育体制、施設を充実し、農業人材の基盤づくりを担う機能を発揮して、本県の次代を担う人材を着実に育成・確保していく。

- (1) 生産技術理論と実践に基づき、実習で得られたデータを論理的に思考し、生産性・収益性の高い農業の実現に向けて行動できる素養を備えた人材を育成する。
- (2) 経営やマーケティング、法律などの知見と、時代の変化に即応できる経営管理能力を持ち、発展の方向性や中長期視点でビジョンを掲げられる人材を育成する。
- (3) 「自ら学ぶ」姿勢と、地域の課題を解決するために必要となるコミュニケーション力、幅広い教養、柔軟な発想力を育み、本県の農業振興をけん引できる人材を育成する。

4 具体的方策

(1) 教育・研修内容の強化

ア 「スマート農業」カリキュラムの導入

責任分担管理教育及び各種研修において、本県農業の持続化に必要な生産性を大幅に引き上げる生産・飼養技術と経営管理能力を一体的に養うスマート農業関連の教育・研修をカリキュラムに位置付ける。技術の基本的な知識・操作、実践による理論を習得させるとともに、農林事務所が取り組む実証等も含め生産性向上が農業経営改善や地域へどのように寄与するかなどの経営管理能力も養えるカリキュラムを導入する。

イ 充実した教育の実現に向けた教員の配置等

教員間で課題を共有するとともに、理解・習熟度を向上させるため、大学や県内8つの農業高校における学習支援・環境の事例を蓄積する機会を設け、職員の資質向上と教育・研修の高度化に活かしていく。また、農業教育に関し高い専門性を有する教員の配置、優れた経営感覚の習得、コミュニケーションや柔軟な発想力の養成に向けては外部有識者や先進農業者を講師陣として招聘するなど、目的に応じてより充実した教育を行う。

ウ 将来に役立つスキル習得と先進性のあるカリキュラムの継続

農業経営の実践や雇用就農に必要な免許・資格（簿記、家畜人工授精士、土壤医、毒物劇物取扱者、大型特殊免許、ドローン操作等）は、将来の就業目的を十分に理解した上で取得（合格）できるよう特別講座の開設を検討する。また、専

門基礎・共通科目は農業総合センター研究員等の協力を得て先進性を取り込むことと販売実習を通じたマーケティングの学びを継続するとともに、規模拡大等に伴って必要となる簡易な農業土木機械操作も加え、強みのある経営者としてあるいは農業法人組織の中核的構成員としての資質も備えさせる。

(2) 教育・研修体制の強化

ア 中長期研修受け入れや快適な学習環境を目指した施設の再編

遠方からの研修生が負担なく各作業の的確な習得を可能とすることや、学生・研修生が快適な生活環境下で学習・研修できるよう研修生宿泊施設・休憩施設等を整備する。

イ 学生・研修生の自らの学びと農業者、指導者との交流を促す施設の整備

学生の課外学習や卒業論文研究をはじめ、学生及び研修生の自主性・協調性等を醸成できるよう、日ごろより技術、地域、農業経営等に関する情報や体験を相互に学び合う施設（空間）を整える。

なお、農業者や法人代表者から実践内容を直接見聞きすることや雇用就農のマッチング機会の創出に資するオープンラボ機能も兼ねるものとする。

ウ スマート農業関連機器、施設等の整備

スマート農業の基礎、応用、実践を学べるよう、実機を搬入し解説を行うなどの体験を重視した研修室や実機演習を行うほ場、施設栽培においては生産環境（気温、湿度、二酸化炭素、日射量等）を複合的に管理する施設等の最適な教育・実習環境を整える。また、他大学との連携による特別授業・講座等にも活用していく。

(3) 学校運営機能の強化

ア 就農率の向上（就農サポート支援員の配置）

学生の意向把握、経営計画策定の他、農業法人における雇用就農の受け入れ、農学・食品などの学部・学科を持つ他大学の教育内容、学生のスキルアップに寄与する講座等に関する情報収集と学生・研修生個々に応じた計画的な提供、就農支援センター、農林事務所と連携した資金・制度の活用推進、地元との調整など就農（進学）まで手厚く支援する「就農サポート支援員」の配置を検討する。

また、農業士等の経営理念、農業技術、魅力等を紹介する機会（農業士によるリレートーク）や農業法人との相談会を設け、モデルとなる農業経営や雇用就農の具体的なイメージを持たせ、就農意欲の向上に繋げる取組を強化する。

イ 地域・大学・農業研修機関との連携

農業は本来、地域等との様々な関わりや連携、協同活動のもとに成り立っていることから、地域や住民とのふれ合いを通じたコミュニケーション能力の形成や、農業で自立し農業で地域を活性化できることを学ぶことが重要である。

このため、市民農園への参画促進、他大学や農業研修機関（市町村運営）との相互交流や相互の強みを生かした連携活動（合同講座、リカレント教育等）を計画し、学生・研修生及び地域住民の「学びの場」を積極的に提供していく。

ウ 情報発信の強化

教育・研修カリキュラム、取得可能資格、進路状況、施設概要の特徴、オープンキャンパス、地域貢献、先輩就農者等の独自性のある活動を、ホームページ、メールマガジン、SNSなどを活用して積極的にPRし、農業短期大学の農業教育の魅力を発信する。

5 大学校運営の評価

大学校が適切かつ円滑に運営されるよう、大学校の教育・研修等の基本的事項について、県内各層の意見を徴し助言を求めため、大学校運営会議を設置して検討協議を行うものとする。

また、大学校評価実施要領に基づき、各年度の間と年度末に自己評価を行い、経過・達成状況、達成度、次年度の課題と改善策について記載した学校評価表を作成するとともに、自己評価の結果に基づき大学校運営会議による評価を実施する。

これらの結果を踏まえた、具体的な改善策の策定と実施を通して、大学校の持続的な発展に向けた運営を進める。

6 施設整備計画

(1) 計画概要

ア 直近の施設整備等

農業短期大学校では、平成 27 年度から、強い営農意欲と経営感覚を身に付けた卒業生の輩出と就農率の向上を目指し、教育・研修・学校運営機能を革新する緊急対策として、「農業短期大学校革新緊急対策事業」により運営体制強化及び一部の施設整備等を実施した。

「農業短期大学校革新緊急対策事業」での主な整備内容

I 教育機能

- ① 責任分担管理制導入に伴う施設等を各科毎に整備（ソフト、ハード）
水田：フォアスシステム導入による大規模経営
野菜・花き：高度環境制御技術による高収量・高品質生産及び養液栽培
果樹：IPM 技術を活用した樹種複合による大規模果樹経営
畜産：法人就農を視野に入れた生育ステージ別の牛舎整備 等
- ② 流通・販売分野の教育強化に伴う施設整備
農産加工に係る機器等の整備、校内直売所の新設
- ③ 新たな教育カリキュラムの構築
外部講師による講義数の強化

II 研修機能

- ① 農業次世代人材投資資金（準備型）の受給要件に対応した施設（研修用ハウス、機器）の整備
- ② 農産加工技術センターの機器更新

Ⅲ 学習環境の整備・強化

- ① 教室への空調及び視聴覚機器設置
- ② 実験機材等の整備（高性能純水製造装置等） 等

イ 今後の施設整備の方策

将来の農業をけん引する担い手の育成と安定的確保のため、教育・研修機能の更なる強化に必要な環境整備を行う。

(ア) 既存施設の活用

農業短期大学の各施設は、福島県公共施設等総合管理計画に位置付けられた個別施設計画（令和2年度策定）に基づき、継続利用が可能な既存の施設については計画的に改修を進め、建物の安全性能の維持向上を図り、学生や研修生にとって安全で快適性に優れ、良好な行政サービスを提供できる教育研修施設として活用していく。特に、老朽化が著しい食堂・厨房については、衛生面と機能性の向上を目的とした改修を行う。

(イ) 統合集約化等による新施設の整備

本基本構想3による人材育成の具現化に必要な施設として、著しい老朽化により機能が停止している旧研修関連施設（研修棟、アカシヤ寮、旧食堂など）並びに、同じく老朽化している学生寮の統合集約化により、学生及び研修生が滞在し利用する生活機能と、スマート農業対応の多目的教育・研修機能を有する新施設「ふくしま農業人材育成センター（仮称）」として一体整備する。

(2) 新施設「ふくしま農業人材育成センター（仮称）」整備計画の内容

ア 教育施設

- 老朽化した学生寮を研修関連施設との統合集約により建替
 - 現学生寮は統合施設完成後に解体撤去
 - 既存食堂棟は、衛生面と機能性の向上を図るために改修
- ※施設の統廃合と省エネ設備の導入により維持管理経費の低減化等を図る。

イ 研修関連施設

- スマート農業の実践研修施設を整備
- 中期・長期研修生の受入可能な研修・宿泊施設を再整備
- 旧研修関連施設（研修棟、アカシヤ寮、旧食堂など）を解体撤去

ウ スマート農業へ対応する研修施設の整備

- スマート農業対応の研修室（展示ホール付）を新たに整備
- 学生及び研修生が、ほ場でのスマート農業機械実習による実践力向上と一体的に最新機種やAIの技術を学ぶ教室として活用。大学等との連携による特別授業、県民向けの最新の農業及び関連分野に関する講座などに活用

エ 廃用施設除却跡地の活用方針

- ドローンやオートトラクターなどスマート農業機械の操作・運転等の向上を図るため、「スマート農業トレーニングフィールド（仮称）」として整備
- 研修生の受入増加に対応するため、駐車場を整備

【統合集約化の対象とする施設】 附属する建物（機械室等）も含む

施設名	延床面積 (㎡)	建築年度	除却・統合の有無
研修棟	588.25	S41. 3. 31	除去・統合元
アカシヤ寮	1,377.48	S42. 2. 7	除去・統合元
旧食堂	450.48	S42. 1. 7	除去
総合実習棟	106.13	S44. 3. 31	除去
加工室	240.34	S41. 3. 31	除去・統合元
技術実習棟	125.67	S44. 3. 31	除去・統合元
学生寮（男子）	1,854.90	S56. 3. 25	除去・統合元
学生寮（女子）	694.31	S56. 3. 25	除去・統合元
機械室（学生寮）	120.75	S56. 3. 25	除去

(4) 各室概要

(m²)

部門	室等名称	細区分	室数	面積	合計面積	備考
ア 教育・研修エリア	(ア) スマート農業研修室		1	300.0	300.0	200名収容
	(イ) スマート農業機械格納庫		1	60.0	60.0	格納・動作
	(ウ) 専門研修ゼミ室		2	45.0	90.0	20人収容
	(エ) 研修準備室		2	17.5	35.0	講師控室兼
イ 生活・交流エリア	(ア) 学生寮 (男子)		77	9.2	708.4	個室
	(ア) 学生寮 (女子)		34	9.2	312.8	個室
	(イ) 研修生・講師宿泊室		18	17.5	315.0	2人部屋
	学生寮 (男子)	浴室・洗濯・乾燥室	3	40.0	120.0	各3か所設置
	(ウ) 水回り施設(エ)ラウンジ	ラウンジ・納戸・給湯室	3	25.0	75.0	
	学生寮 (女子)	浴室・洗濯・乾燥室	2	40.0	80.0	各2か所設置 ※女性研修生・講師も利用
	(ウ) 水回り施設(エ)ラウンジ	ラウンジ・納戸・給湯室	2	25.0	50.0	
	研修生・講師	浴室・洗濯・乾燥室	1	40.0	40.0	各1か所設置
	(ウ) 水回り施設(エ)ラウンジ	ラウンジ・納戸・給湯室	1	25.0	25.0	
	(オ) 屋外作業準備室 (男)	更衣室・シャワー室	1	100.0	100.0	屋外作業用 (日掃舎) 昇降口併設
	(オ) 屋外作業準備室 (女)	更衣室・シャワー室	1	70.0	70.0	
(カ) ロビー		1	60.0	60.0		
(キ) ロッカー室	着脱室	2	45.0	90.0	正面玄関併設	
ウ 管理エリア	(ア) 警備室 (舎監室)		1	18.0	18.0	
	(イ) 静養室		1	15.0	15.0	
専用部分面積計					2,564.2	
					2,570.0	面積まるめ
エ 共用部分	35%見込	玄関、廊下	共用延べ面積 ：共用部分＝ 1：0.35		1,383.8	=2,570*0.35/0.65
		トイレ、機械室				
		倉庫 等				
面積合計					3,953.8	

ア 教育・研修エリア

(ア) スマート農業研修室

ほ場での実習による実践力向上と一体的に、学生や研修生が最新機種やAIの技術・経営管理を学ぶ教室として使用するため、スマート農業機械を搬入できる展示ホール（壇上を兼ねる）を備えた教室を整備する。

併せて3Dプロジェクタの導入により動作が体感できる講義を取り入れる等、臨場感が伝わる教室として運用する。

企業、大学等と連携し、教育及び研修用機械・講師を確保するとともに、スマート農業に対応した研修カリキュラムを策定する。

(イ) スマート農業機械格納庫

(ア)と隣接した箇所に、研修用機械の格納庫として整備する。搬入口は研修

室側とほ場側の2カ所に設ける。

(ウ) 専門研修ゼミ室

学生及び研修生がグループに分かれて実習や演習、資格取得などの課外特別講義等を行う際に使用する部屋として整備する。

また、学生の卒業論文研究、外部講師や農業者等との意見交換のほか、夜間等における自主学習スペースとしても活用する。

(エ) 研修準備室

研修生の講義や演習等に係る教材を保管する部屋として整備する。
また、印刷機器を配置し、教材作成等に係る印刷スペースを併せて確保する。
なお、研修準備室は講師控室を兼ねるものとする。

イ 生活・交流エリア

(ア) 学生寮

農業短期大学校では、学科や時期によっては1校時前の時間帯に実習等を行う必要があり、また、責任分担管理制によるほ場管理等により早朝夜間作業も生じるため、円滑に実習等の修学に当たれるよう学生寮を整備する。

生活面と修学を切り離すことやセキュリティ面を考慮して、男女別に生活・交流エリアを配置する計画とする。

なお、部屋数は、年度毎に男女比が変わっても対応でき、施設運営上支障が出ない必要最低限の規模で整備する。

また、各室の設備として、天日干しができる収納型物干し台、収納式の学習机、冷暖房設備等を設置するほか、敷地内フリーWi-Fiを整備する。さらに、物干し台や室外機については公道や直売所等、一般の方から見えないように配置する。

(イ) 研修生・講師宿泊室

農業短期大学校の研修部では、農業者や就農を志す者に対し必要な知識や技術を教育する研修を実施しており、日帰りの他、2日以上にまたがる研修も実施している。

また、長期研修(1年間)も行っていることから、遠方からの研修生に対する利便性向上により積極的に研修希望者を受け入れられるよう、研修生宿泊施設を再整備する。

宿泊室数は、喫緊の課題である長期研修生受入体制(専用ほ場、ハウス等の増棟、高度化等)、スマート農業研修体制(スマート農業機械の導入とトレーニングフィールドの実装等)の充実による研修カリキュラム見直しに応じた研修希望者・宿泊ニーズの増加を見据え、必要な部屋数を整備する。

外部講師についても、早朝講義、講義終了後の意見交換等による研修効果を生かすため宿泊してもらうことを想定し、男性講師、女性講師分として各1室を、研修生宿泊施設と併設して整備する。

(ウ) 水回り施設

各施設は共用として整備するため、生活・交流エリアでの人数規模に応じ男子学生は3区画分、女子学生は2区画分、研修生及び講師は1区画分を設ける。

1 区画は 40 m²を想定し、浴室、洗濯室等の水回り施設と乾燥室（干し場）を設ける。浴室は 5 名程度同時入浴の大浴場と個室の小浴場（ユニットバス・脱衣所込み）を複数設置する計画とする。併せてシャワー室も併設する。

なお、女性研修生及び女性講師が宿泊する場合は、女子学生の区画施設を使用する。

(エ) ラウンジ

修学や演習内容、地域・経営等に関する情報交換、憩い、また共同学習の場として、テーブルや椅子を配置したスペースを整備する。居室の人数規模に応じ男子学生は 3 区画分、女子学生は 2 区画分、研修生及び講師は 1 区画分を設ける。

ラウンジには給湯室と納戸を併設し、1 区画は 25 m²を想定する。

なお、女性研修生及び女性講師が宿泊する場合は、女子学生の区画施設を使用する。

(オ) 屋外作業準備室

学生・研修生（基本的には通学生及び通い研修生）が屋外作業する際の準備室として整備する。

また、トイレ、シャワー室、更衣室を備え、ほ場へのアクセス用に昇降口も併設し、男女別に整備する。

(カ) ロビー

学生、研修生、教員、講師等が産業発展に向けた意欲や創造力を沸き立たせるような空間を持たせるとともに、特に通い研修生の休憩等の場としても利用できるよう、テーブルや椅子を配置したスペースを整備する。正面玄関に整備し、学校案内や研修成果等のパネル展示も検討する。

(キ) ロッカー室（着脱室）

学生・研修生が雨具、防寒具等を着脱するスペースとして正面玄関に併設して男女別に整備する。

ウ 管理エリア

(ア) 警備室（舎監室）

正面玄関、男女寮、研修生宿泊の警備ができるよう配慮した位置に警備室を設ける。

自動火災報知器設備及び警報装置の副受信機を設置し、夜間は警備員 1 名が常駐する。

また、各居室のセキュリティ向上のため、各居室への接続箇所に機械警備によるアクセスゲートを併設する。（アクセスゲートはカードキーで解除する仕様などを想定。）

(イ) 静養室

体調不良者用に警備室（舎監室）隣に整備する。ベッド、薬棚等を配置する。

エ 共用部分

(ア) 玄関、昇降口、機械搬入口、各エリアトイレ等

各エリアに男女別トイレを設置する。

ロビーに近接するトイレについては、多目的トイレを併設する。

(イ) 廊下

各エリア間及び各出入り口までの動線が短くなるように設計する。

(ウ) リネン室

リネン室は研修生及び講師用とし、警備室との隣接箇所に整備する。

職員等が研修生の受付時に配布し、退所時に回収を行う。

(エ) 屋内収納スペース、屋内倉庫

各エリアに必要なスペースを確保する。

(オ) 機械室、電気室

各施設の受電容量や冷暖房方式等の仕様を決定のうえ整備する。

- 暖冷房機能（ボイラー集中型、FF暖房集中管理型、等）
- 機械室（受電容量、設置場所（施設内、外構）、等）
- 給湯設備（電気給湯器、石油給湯器、ボイラー設備設置、等）

(カ) その他

施設管理上、適切な処理能力を有するものを設置する。

- 受水槽
- 換気設備 等

オ 外構施設

(ア) 駐車場、駐輪場

既存の駐車場に加え障がい者用、外部講師用の駐車場を整備する。通い研修生等の一部も利用可能とし、新たに外構部分に20台程度の規模で整備する。

駐輪場についても、学生等がほ場内移動に自転車を利用していることから、新たに外構部分に20台程度の規模で整備する。

なお、学生、宿泊研修生、職員は既存の駐車場・駐輪場を利用する。

(イ) その他外構

外灯、管理用通路、フェンス、側溝、受電設備（キュービクル）、屋外倉庫等を必要に応じ整備する。

カ その他施設等の整備

廃用施設除却跡地等を活用し、実践教育をより深化させ、地域農業のリーダーとなる人材を輩出する教育研修施設として必要な施設・設備を整備していく。

特にスマート農業研修に関しては、令和2年度にオートトラクター、収量コンバイン、ドローン、リモコン草刈機等のスマート農業機械を導入し、令和2年度研修からスマート農業研修の拡充に取り組むとともに、令和3年度以降の研修カリキュラムの見直しに着手している。

令和7年度供用開始予定の新施設整備と並行して、スマート農業トレーニングフィールドの実装実現に取り組む。

[今後の整備計画（予定）]

- スマート農業トレーニングフィールド
- 選果場設備更新（認証GAP対応）
- 園芸用施設整備 等

(5) 管理運営

ア 適切な管理運営予算の編成について

(ア) 歳出予算の精査

統合集約化後の運営経費により後年に予想しない財政負担が生じることが無いよう、高効率・省エネ・再エネ設備の導入を徹底するほか、新たな研修カリキュラムによる外部講師登用、研修支援員の確保や教職員の増員、教材等について必要性も含めて十分に精査し、歳出予算を計上していく。

(イ) 受益者負担等による歳入の確保の検討

近隣県も含めた同種施設での実態に合わせて施設・設備の使用料（学生寮使用料、研修生宿泊料、研修室使用料等）徴収を検討し、適切な範囲での受益者負担を求めていくこととし、新施設の供用開始に向けて「福島県農業総合センター条例」、「福島県農業総合センター農業短期大学校規則」を改正する。

(6) 整備スケジュール（予定）

令和7年度供用開始を目指した整備スケジュール（予定）は以下のとおり。

ア 新施設整備

- 基本構想策定 : 令和2年度～令和3年度
- 測量調査・排水設計 : 令和3年度
- 地質調査 : 令和3年度～令和4年度
- 基本、実施設計 : 令和3年度～令和4年度
- 建築等各種工事（外構含む） : 令和5年度～令和6年度
- 備品等購入・搬入等 : 令和6年度～令和7年度（工事引渡後に搬入）
- 供用開始 : 令和7年4月（予定）

イ 施設統合集約化に伴う廃用施設の除却

(ア) 旧研修関連施設

危険度が高く使用中止としているため新施設整備に合わせて早期に除却する。

- 解体設計 : 令和3年度
- 解体工事 : 令和4年度

(イ) 現在使用中の教育施設（学生寮）

新たな研修関連施設供用開始後に除却する。

- 解体設計 : 令和7年度
- 解体工事 : 令和8年度

廃用施設除却跡地の状況により、造成工事の必要性・整備工法を確認のうえ令和4年度予算要求時まで概算整備費用を算出する。

(8) 関係法令上の制約等

本施設は、災害時において人命の安全性確保に加え、施設としての機能確保と二次被害の防止が図られる構造とする。

また、ユニバーサルデザインに配慮し、人にやさしいまちづくり条例の整備基準に適合させる。

さらに、福島県再エネ・省エネ推進建築物整備指針に基づき、エネルギーの効率的な利用を図るとともに、再生可能エネルギーの積極的導入を検討する。

ア 遵守すべき建築関連法令等

関係当局との協議により適時見直しする。

- 建築基準法
 - 都市計画法
 - 消防法
 - 旅館業法
 - 景観法
 - 土壌汚染対策法
 - 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
 - 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
 - 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律
 - 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律
 - エネルギーの使用の合理化等に関する法律
 - 人にやさしいまちづくり条例の整備基準
- 等

イ 施設整備上留意（参考）すべき関係省令等

(ア) 農林水産省

- 協同農業普及事業の運営に関する指針
- 協同農業普及事業基本要綱
- 協同農業普及事業基本要綱の運用について

※基本要綱運用の別表に研修機関の施設規模要件等について規定
平成12年4月10日付け廃止

(イ) 文部科学省

- 専修学校設置基準

